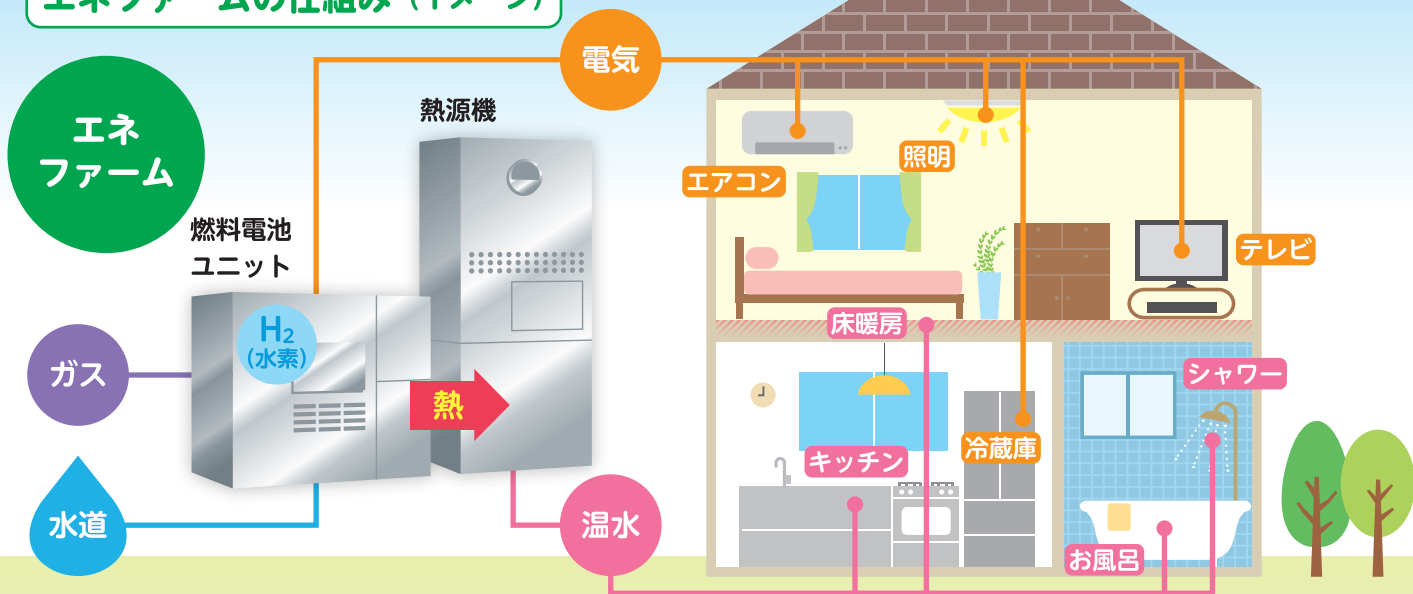


エネファームの導入を 東京都が支援します!

東京都は、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を目的として、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置にかかる費用に対して助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

エネファームの仕組み（イメージ）



助成対象機器

家庭用燃料電池（エネファーム）

- 都市ガスやLPガスから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気をつくり出します。このときに発生する熱でお湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用できます。電気をつくる場所と使う場所が同じなので、エネルギーを無駄なく使えるだけでなく、停電時にも発電を継続できる*、環境にやさしく非常時にも有効なシステムです。

*停電時発電継続機能がついた機種の場合

〈エネファームの種類〉 PEFC：固体高分子形燃料電池を活用する家庭用燃料電池

SOFC：固体酸化物形燃料電池を活用する家庭用燃料電池

PEFCは排熱回収率が高いため総合効率（電気+熱）に優れています。また、SOFCはPEFCに比べて発電効率が高い特徴があります。家庭におけるエネルギーの使い方や設置条件に合わせて、それぞれ適したタイプをお選びいただけます。



公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）

助成対象者

助成対象機器の所有者、集合住宅の管理組合、住宅供給事業者（国・地方公共団体等の公的な団体は除きます。）

助成条件

- ① 都内の住宅に新規に設置された助成対象機器であること。
- ② 助成金の交付を受けたエネファームの所有者は、原則、エネファーム設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、公社が求めた場合に提供すること。
- ③ 停電時発電継続機能付きであること。

※助成条件に関する詳細は手引き等をご確認ください。

受付期間

申請区分	助成対象機器	設置期間	事前申請の受付期間	交付申請（兼設置完了書）の受付期限※3
一般申請	PEFC	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	—	令和4年3月31日まで
	SOFC	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	—	令和6年3月31日まで
事前申請 ※1	PEFC	事前申請受理決定日以降、 令和5年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで	令和5年9月30日まで
	SOFC	事前申請受理決定日以降、 令和7年9月30日まで	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで
特例申請 ※2	PEFC	事前申請受理決定日以降、 令和5年9月30日まで	令和2年8月3日から 令和4年3月31日まで	令和5年9月30日まで
	SOFC	事前申請受理決定日以降、 令和7年9月30日まで	令和2年8月3日から 令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで

※1 「事前申請」とは、一般申請（設置後申請）で定める交付申請の受付期限までに一般申請をすることが困難であることが認められる場合の申請をいいます。

※2 「特例申請」とは、住宅供給事業者による申請をいいます。

※3 上記交付申請の受付期限にかかわらず、領収書等に記載された領収日から6か月以内の交付申請が必要です。

★受付期間にかかわらず、予算がなくなり次第終了します。

助成額等

助成対象機器	補助率	上限額※
PEFC	機器費の 5分の1	7万円/台（戸建） 12万円/台（集合）
SOFC (700W)		10万円/台（戸建） 15万円/台（集合）
SOFC (400W)		7万円/台（戸建） 12万円/台（集合）

※令和2年度における上限額です（令和3年3月31日までの申請（消印有効）が対象）。上限額は助成対象機器の市場価格等に応じて、毎年度見直されます。

東京都地球温暖化防止活動推進センター （クール・ネット東京） スマートエネルギー都市推進担当

〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
TEL：03-5990-5086

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

詳しくはクール・ネット東京ホームページをご覧ください▶▶▶

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/hydrogen_smart/index.html

